

隠岐の島町立小中学校のあり方に関する
検討結果報告書

令和7年3月

隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会

目 次

I	はじめに	I
	1 検討結果報告にあたって	1
II	検討結果	4
	1 適正な規模について	4
	2 適正な配置について	4
III	検討の経過	6
	1 これまでの経緯について	6
	2 検討委員会の設置について	6
	隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会設置要綱	7
	隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会名簿	9
	3 検討委員会の会議の開催状況	10
	4 基本的な考え方について	14
	5 児童・生徒数の推移と将来推計について	15
	6 学校統合のメリットとデメリットについて	15
IV	おわりに	17
	資料編（会議録等）	18

I はじめに

I 検討結果報告にあたって

令和6年6月20日に隠岐の島町教育委員会野津浩一教育長から、今後の町立小中学校のあり方について検討するよう当委員会に依頼がありました。

以来、当委員会では、9回にわたり町の児童生徒の健やかな成長を願い真摯に議論を重ねてまいりました。

近年、全国的に少子高齢化が進行する中、本町においても例外なく児童生徒数の減少は顕著であります。昭和の最終年である昭和63年度の小学生の数は1,622人、この20年後の平成20年には769人と半数以下、令和6年度には646人、さらに6年後の令和12年度には494人と500人台を下回る児童数になります。

一方中学校では、昭和63年度は880人、平成20年は464人、令和6年度は305人、この10年後の令和16年度には247人となる見込みであり、小中学校の小規模化は避けて通れない状況にあります。

当委員会では、このような状況を踏まえて今後の小中学校のあり方を検討する上で、まず、本町の児童生徒に対する教育への願いとして、「めざす子ども像」を5点設定しました。

1点目は「自ら学び、学力を身につける子」、2点目は「未来をたくましく生きていく子」、3点目は「自分も友だちも大切にする子」、4点目は「夢に向かって努力する子」、5点目は「自分の考えを自分の言葉で表現する子」であります。

これらの内容は、これからの社会におけるグローバル化の急速な進展や変化の激しい不確実性の時代を生きていく児童生徒にとって必要な資質であり、本町の児童生徒が、友だちとともに互いに尊敬し合い、学び合い、切磋琢磨しながら立派な社会人となることを願ったものであります。この内容は本町の教育大綱に掲げてある事柄とも密接に関連しています。

次に、このような児童生徒を育てるための小中学校の教育環境はどうあればよいか。このことについて次の2点について検討協議することとしました。

1. 小中学校の学級の適正規模

2. 小中学校の配置

上記の「めざす子ども像」を育てるための適正規模として、小学校では一学級あたりの児童数は20人以上、中学校では一学級あたりの生徒数は25人以上が望ましい人数と設定しました。

小学校において、この児童期は人間として生涯を力強く生き抜くための基礎を育む重要な時期であり、この基礎となる資質は比較的多くの集団の中で育まれていくものであります。この集団の中で、命の大切さを学び、人間としての感性を育み、基礎学力、社会性などを身につけさせていくことが大切であり、そのためには、一学級あたり20人以上の児童数が望ましいと考えました。

小学校の配置については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を基準とする」と規定されていますが、現在これを満たしている学校は西郷小学校のみです。この基準はあくまで全国的な目安であり本町にはそぐわない面もあります。

ただ、本町の今後の少子高齢化の状況を考慮すると、思い切って小学校を統合することは必要不可欠であろうと判断し、当委員会では、中条小学校、有木小学校、北小学校、磯小学校、五箇小学校、都万小学校の6校を統合し新設校として配置することの結論を得ました。この統合によって西郷小学校と同程度の規模の小学校が新たに設置されることが望ましいと考えます。

中学校においては、特に都万中学校と五箇中学校の生徒数が減少し、各学年の一学級あたりの生徒数は10人前後の少人数学級となっています。また、希望する部活動の関係により校区外の中学校に通学する状況にもあります。

思春期の真っ只中にある中学生の時期は、多感な時代であると共に第二次性徴期を迎え、知識・思考力・判断力・表現力などの学力も大きく伸びると共に、生涯を生き抜く体力、気力を育む重要な段階にあります。

一日の大半を過ごす学校は正に中学生の生活そのものであります。当委員会では、中学生にとって、「様々な願いを叶えることができる学校」、「やりたいことが挑戦できる学校」、「友だちの多様性に触れ認め合える学校」、「友だちと切磋琢磨できる学校」、「心の通じ合う友だちと友情を育むことができる学校」などを望ましい中学校の教育環境として考え、一学級の生徒数を25人以上と設定しました。

その上で、西郷南中学校と五箇中学校、都万中学校を統合し新設校として配置することの結論を得ました。この統合によって西郷中学校と同程度の規模の中学校が新たに設置されることが望ましいと考えます。

当委員会の中で、小学校はできるだけ身近な所に存在した方がよいとの意見もありましたが、適正な規模の小学校で子ども同士が群れになって遊んだり学んだりしながら、明るく有意義な学校生活を過ごすことのできる教育環境を設けることが望ましいとの合意を得ました。小学校は地域の様々な行事を通しての結びつきも濃く、地元住民にとっては心のより所でもあります。小学校が廃校となることは、一抹の寂しさとともに今後の地域の連帯感の希薄にもつながるおそれがあります。また、これによって子育て世代の若者が地域から流失することや過疎化に拍車がかかることも心配されます。

これらの諸問題を解決するためには、地域振興の更なる強化が重要となります。また、放課後の学童保育の施設をつくることや子育て世代のための手厚い施策を講じることなど町行政全体として取り組むことを期待したいと思います。

終わりに、当委員会では、少子化の進行する状況の中、これからの本町の児童生徒にとってより良い小中学校のあり方を求め、学校の適正な規模と配置を中心に将来の方向性についてまとめました。この機会に本町の児童生徒のための学校教育環境はどうあれば良いかについて、これまで以上に関心を持っていただきますとともに、議論を深めていただきますと幸いです。

令和7年3月

委員長 角 脇 一 夫

Ⅱ 検討結果

当委員会としては、隠岐の島町教育委員会が次期計画を策定するにあたり、次の点を基本方針として策定すべきと考える。

Ⅰ 適正な規模について

小学校は、1学級あたりの人数は20人以上が望ましい

中学校は、1学級あたりの人数は25人以上が望ましい

Ⅱ 適正な配置について

(Ⅰ) 小学校

○学校の数、2校とする

現在：西郷小学校、中条小学校、有木小学校、磯小学校、
北小学校、五箇小学校、都万小学校

将来：西郷小学校、新設小学校（西郷小学校以外の6校を統合）

○統廃合の時期は、令和13年度を目途に実現する

○学校の位置は、

西郷小学校については、現在の学校を活用する
新設小学校については、島の中心部に新設する

小学校については、令和13年度を目途に2校とすべきとした。

これは、少子化が進む中で、適正規模の学級集団を確保し、子どもたちにとって望ましい教育環境を提供することが目的である。子どもたちが協力し、切磋琢磨する環境を整え、多様な考えに触れ、自分の意見を表現する力を育むことが重要と考えた。

具体的な統合案として、現在の7校を6校にする案や、新設校を含めた4校案が提案されたが、最終的に2校とすべきと意見が一致した。

また、新設校の設置場所として、島の中央部で災害に強い場所に作ることが望ましいとの提案があった。

(2) 中学校

○学校の数、2校とする

現在：西郷中学校、西郷南中学校、五箇中学校、都万中学校

将来：西郷中学校、新設中学校（西郷中学校以外の3校を統合）

○統廃合の時期は、令和11年度までに実現する

○学校の位置は、

西郷中学校については現在の学校を活用する

新設中学校については西郷南中学校を活用する

中学校については、令和11年度までに2校とすべきとした。

生徒数減少に伴う統合の必要性について議論し、統合の時期や具体的な計画について意見交換が行われた。中学校の統合は、5年後の令和11年を最終期限とし、この5年以内で早急に具体的な準備に取り掛かるべきと意見が一致した。

部活動については、学校統廃合までに部活動の再編成を行い、互いに競い合い高め合う環境をつくる。また、学校部活動の地域移行に関する意見もあり、地域スポーツクラブの役割について議論された。地域スポーツクラブの現状と課題について更に調査し、引き続き検討を要する課題である。

Ⅲ 検討の経過

Ⅰ これまでの経緯について

隠岐の島町教育委員会では、平成 28 年 8 月に平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とした「隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画（統廃合しない魅力ある学校づくり）」を策定した。この計画は、10 年間は統廃合を行わないことを基本としているものである。

計画策定から 5 年間が経過した令和 3 年 8 月に、隠岐の島町立小中学校規模適正化検討委員会が設置され、隠岐の島町教育委員会教育長より諮問を受け、当時の教育環境や社会情勢の変化を踏まえた現計画の検証及び見直しについて審議され答申がされた。※資料編（会議録等）P18 第 1 回会議資料参照

2 検討委員会の設置について

次期計画を策定するにあたり、令和 6 年 6 月 20 日「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」が設置された。

教育長からは、当委員会に対し、少子化により児童生徒数が減少している現状を踏まえ、小中学校の適正な規模及び配置について調査検討し、児童生徒にとって望ましい学校教育環境の方針を提案することが求められ、教育委員会から委嘱された 9 名で検討を進めることとなった。

隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 隠岐の島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、隠岐の島町立小中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童・生徒にとって望ましい学校教育環境の方針を作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に報告する。

- (1) 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育・子育て支援関係者
- (3) 保護者代表者
- (4) 地域住民代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する事項について教育委員会に報告したときまでとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員会の委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年隠岐の島町条例第

44 号) の定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会総務学校教育課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会 名簿

1. 委 員

No.	氏 名	所 属 等	区 分	備 考
1	角 脇 一 夫		1 号 委 員 (学 識 経 験 者)	委員長
2	富 田 信 吾		1 号 委 員 (学 識 経 験 者)	
3	吉 山 明 利	小中学校校長会	2 号 委 員 (教育・子育て支援関係者)	
4	吉 田 輝 美	保育研究会	2 号 委 員 (教育・子育て支援関係者)	副委員長
5	池 田 明 生	P T A 連 合 会 会 長	3 号 委 員 (保 護 者 代 表 者)	
6	吉 崎 英 一 郎	P T A 連 合 会 副 会 長	3 号 委 員 (保 護 者 代 表 者)	
7	常 角 辰 夫	磯地区	4 号 委 員 (地 域 住 民)	
8	佐 藤 格 丈	中地区	4 号 委 員 (地 域 住 民)	
9	石 田 千 恵	都万地区	4 号 委 員 (地 域 住 民)	

2. 事 務 局

No.	氏 名	所 属 等	備 考
1	金 井 和 昭	教育委員会総務学校教育課 課長	
2	大 上 達 也	// 総務係 係長	
3	村 尾 駿	// 総務係 企画幹	

3 検討委員会の会議の開催状況

○第1回

令和6年6月20日（木）14時00分～15時30分

隠岐の島町役場 3階 302会議室

教育長より委嘱状の交付と本町の小・中学校の適正な規模及び配置について様々な観点から調査検討し、これからの本町の未来を担う子どもたちにとって望ましい学校教育環境の方針の策定依頼を受ける。

報告事項

- ・ 隠岐の島町の小中学校の適正規模と配置
- ・ 児童生徒数の推移と将来予測
- ・ 検討委員会の設置と役割

協議事項

- ・ 委員長・副委員長選出

○第2回

令和6年7月18日（木）13時30分～15時30分

隠岐の島町役場 3階 303会議室

講演『子どもたちに身につけてもらいたい力』

同志社大学 免許資格課程センター 嘱託講師

京都女子大学 非常勤講師・相愛大学 非常勤講師 大橋忠司 氏

○第 3 回

令和 6 年 8 月 19 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

協議事項

- ・町の子どもたちがどんな子どもに育ってほしいかについて
- ・小学校の 1 学級あたりの適正な児童数について

○第 4 回

令和 6 年 9 月 30 日（月）13 時 30 分～15 時 00 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

協議事項

- ・中学校の 1 学級あたりの適正な生徒数について

○第 5 回

令和 6 年 10 月 25 日（金）13 時 30 分～15 時 00 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

町の施策について（隠岐の島町地域振興課長）

町の施策を隠岐の島町総合振興計画を基に説明

協議事項

- ・提案書の提出について

学校のあり方に関する委員それぞれの考えを提案書にまとめたものを事務局に提出し、次回会議で協議

○第 6 回

令和 6 年 11 月 27 日（水）13 時 30 分～15 時 00 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

協議事項

・提案書について

提出された委員それぞれの提案書をまとめたものについて説明

・適正配置について

提案書をまとめたものを基に小中学校の適正配置について協議

メリット・デメリットを理解したうえで議論を進めていくことを確認

○第 7 回

令和 6 年 12 月 17 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

協議事項

・適正配置について

中学校の適正な規模及び配置について

○第 8 回

令和 7 年 1 月 17 日（金）11 時 00 分～12 時 30 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

協議事項

・適正配置について

小学校の適正な規模及び配置について

○第 9 回

令和 7 年 3 月 11 日（火）18 時 00 分～20 時 00 分

隠岐の島町役場 3 階 303 会議室

協議事項

- ・ 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討結果報告書（案）について

検討結果をまとめ、報告書として野津教育長に提案するため内容確認

4 基本的な考え方について

当委員会では、委員相互で決定した次のことを念頭に置き、令和6年6月から令和7年3月までの間、計9回に及ぶ会議を開催し、様々な資料を基に協議・検討を行った。

(1) 隠岐の島町立小中学校の児童・生徒の目指す子ども像

- ① 自ら学び、学力を身につける子
- ② 未来をたくましく生きていく子
- ③ 自分も友達も大切にする子
- ④ 夢に向かって努力する子
- ⑤ 自分の考えを自分の言葉で表現できる子

(2) 目指す子ども像を育てる上で、望ましい小中学校の適正な規模

- ① 小学校：1学級あたりの人数 20人以上が望ましい
- ② 中学校：1学級あたりの人数 25人以上が望ましい

(3) 適正な規模の考え方

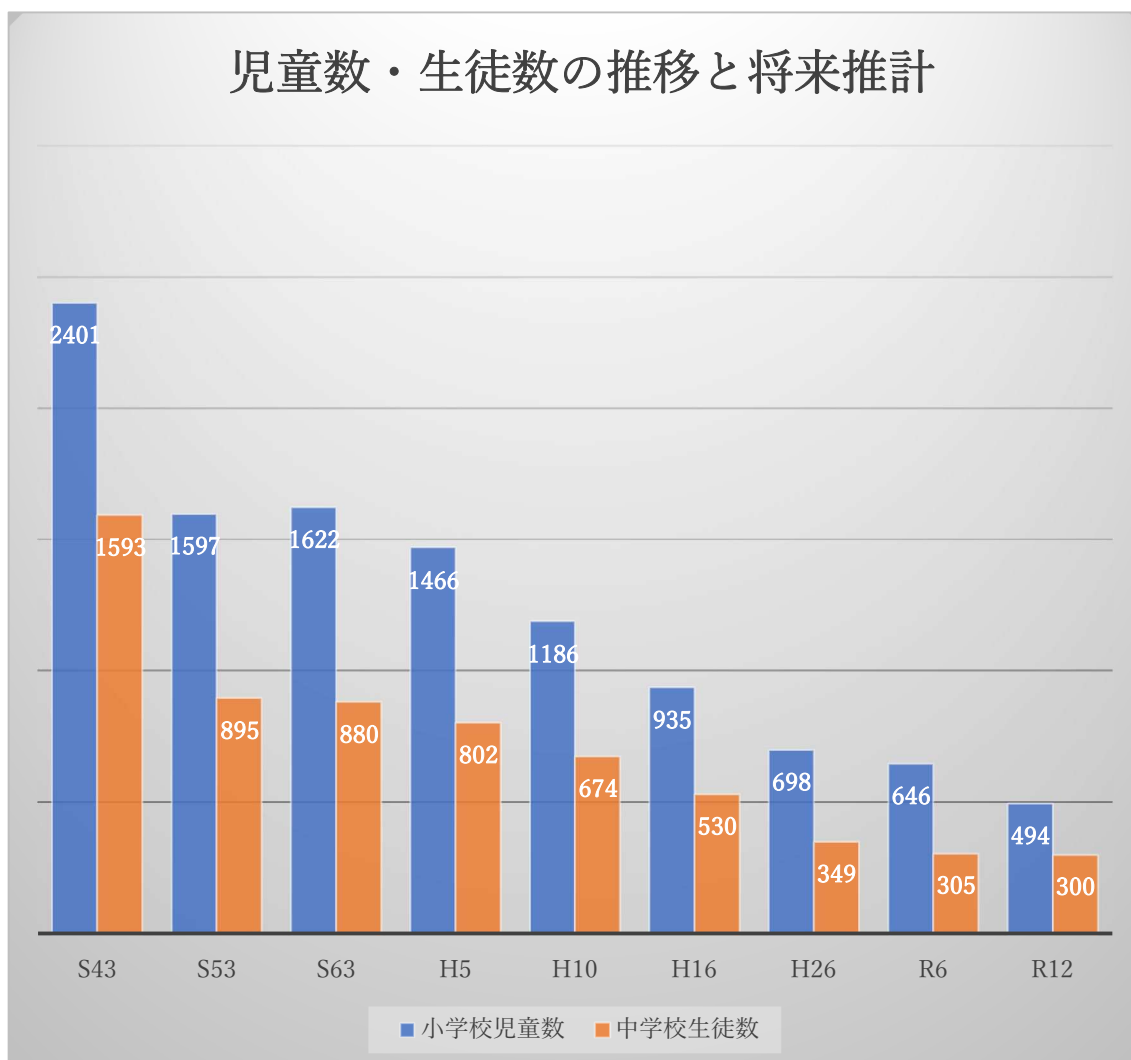
- ① 少子化が進む中であって、上記の規模の学習集団を確保し、「子どもファースト」の立場に立って望ましい学校教育環境を検討する。
- ② 子どもたちは、上記の集団の中で、互いに協力したり、切磋琢磨したりしながら、知識・理解を深め、社会性を伸ばし、規範意識を身につける環境が可能となる。
- ③ 教育活動全体の中で、他者の意見に耳を傾けながら、多様な考え方に触れたり、自分の考えや思いを自分の言葉で伝えたりする中で、的確な判断力や思考力、表現力を伸ばすことが可能となる。
- ④ 多くの友達との学校生活を通して、人間的なふれあいを深め、喜びや悲しみを共にすることにより思いやりの心や友だちを尊重する心や態度を身につける環境が可能となる。

上記を踏まえて、可能な限り適正な人数の学級集団を確保し、子どもの人間性豊かな成長を図るための望ましい学校教育環境はどうあれば良いか検討した。

また、議論を進める中、「子どもファースト」というフレーズをキーワードに検討を進めることを共通理解のもと確認した。

5 児童・生徒数の推移と将来推計について

児童・生徒数は減少傾向にあり、この傾向が続くと予測されている。



6 学校統合のメリットとデメリットについて

(1) メリット

① 授業について

- ・ 多様な考えに触れることができる。
- ・ 自分の意見を多くの人数の中で表現できる。

- ・他者の意見を聞き、自分の考えと比較する力が養われる。
- ・グループ学習により、学習意欲の向上が期待できる。

② 部活動について

- ・部活の選択肢が増え、文化芸術活動の部活も可能になる。
- ・多くの同級生の中で切磋琢磨できる。
- ・スポーツの部活動により体力や運動能力の向上が期待できる。
- ・文化芸術への興味関心の向上が図れる。
- ・仲間意識を育て、協力することの大切さを学ぶことができる。

③ 学校生活全体について

- ・交友関係が広がり、社会性が養われる。
- ・コミュニケーション能力の向上が期待できる。
- ・多くの友人と喜びや悲しみを共有することで、思いやりの心や友達を大切に作る心が育まれる。

④ 特別活動について

- ・生徒会活動が活性化する。
- ・運動会、修学旅行、入学式、卒業式などの学校行事が活性化する。
- ・本町教育大綱の基本政策や当委員会の目指す子ども像の具現化につながる。

(2) デメリット

① 授業について

- ・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が出来にくくなる。

② 登下校について

- ・スクールバス利用により通学時間が増え、部活動や家庭学習の時間が減少する。

③ 学校生活全体について

- ・小規模校と比較して、教職員の目が十分には行き届きにくくなる。

④ 環境の変化について

- ・統合時において、特に環境の変化により不適応となる生徒が出てくることがある。
- ・登校時間の増加などにより身体的な負担が増えることがある。

Ⅳ おわりに

今後の具体的方策については、教育委員会が検討を進めていくこととなるため、当委員会では今後の議論や判断の拠り所となる道筋と展望を示した。

教育委員会においては、保護者や地域住民に対し丁寧な説明を行い、当委員会が提案した方針の内容を踏まえた次期計画を速やかに策定していただきたい。

なお、学校統合のメリットとして、多様な考えに触れる機会の増加、部活動の選択肢の増加、社会性やコミュニケーション能力の向上が挙げられた。一方、デメリットとして通学時間の増加、教職員の目が行き届きにくくなること、きめ細かな指導が出来にくくなる可能性があることが指摘された。教育委員会や学校、家庭でデメリットの解決策を検討していくことが重要である。特に、小学校の統廃合について議論するにあたっては、放課後の受け皿をつくることを同時に検討していただきたい。

最後に、地域の人口減少や経済力低下への対策は重要であり、地域に根ざした産業の振興や働ける場所の確保が必要とされている。地域の魅力を維持するために、学校がなくなっても産業や住まう魅力を継続することが重要であると考ええる。教育委員会部局以外の部署においても、引き続き地域振興についての取組を期待する。

資料編（会議録等）

隠岐の島町教育委員のホームページでも公開しています。

第1回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P19
第1回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議資料【別紙】	・ ・ ・ ・ ・ P34
第1回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議資料	・ ・ ・ ・ ・ P35
第2回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P138
第3回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P145
第3回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議資料	・ ・ ・ ・ ・ P160
第4回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P165
第5回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P173
第5回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議資料	・ ・ ・ ・ ・ P177
第6回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P179
第7回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P194
第8回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P209
第9回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議録	・ ・ ・ ・ ・ P222
第9回 隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会会議資料	・ ・ ・ ・ ・ P233